

令和 7 年度

第 1 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和7年4月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和7年度第1回千葉市農業委員会総会を千葉市役所1階正庁に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について	33件
議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について	
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について	1件
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	11件
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	38件
報告第4号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	27件

<出席委員> (15名)

1番 秋庭重樹	2番 石井一也
3番 小川友安	4番 長谷部衡平
5番 芳澤和哉	8番 橋本泉
9番 佐々木貴史	10番 秋葉重雄
11番 大塚秀行	12番 脇田章子
13番 清宮惠理子	14番 小林直樹
15番 市原律子	16番 高橋芳和
17番 齊藤憲次	

<欠席委員> (2名)

6番 小島英男	7番 横山清亮
---------	---------

<事務局説明員>

事務局長 渡部義憲	次長 森田悟
次長補佐 有富裕和	農地活用班長 小野澤淑子
農地保全班長 黒川聖治	農地審査班長 森末豪
農地指導班長 田中正直	

	<p>開会（午前9時00分）</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまより、令和7年度第1回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中15人で総会は成立しております。</p> <p>まず、高橋 芳和委員、齊藤 憲次 委員のご両名に、県知事から国有財産管理人の委嘱状が届いていますので、議事に先立ちまして、私より伝達を行います。</p> <p>それでは、国有財産管理人の委嘱状伝達式を行います。</p> <p>高橋芳和委員、齊藤憲次委員、前へお進みください。</p>
	<p>———— 委嘱状伝達 ——</p>
事前審査第1班 (小林班長)	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となつておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 10番 秋葉 重雄 委員 議席番号 13番 清宮 恵理子 委員</p> <p>のご両名にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料1ページから2ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります稻毛区長沼町に在住の方が、義務者であります、花見川区犢橋町に在住の方が所有する同区同町の農地を新規就農のため、所有権の移転をするものです。</p>

事前審査第1班 (小林班長)	<p>申請地の取得後の作目はナス、キュウリ、トマトなどを予定しております。</p> <p>次に第2項です。</p> <p>お手元の資料3ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区幕張本郷1丁目に在住の方が、義務者であります、同区犢橋町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ラッカセイを予定しております。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>次に第3項です。</p> <p>お手元の資料4ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区北谷津町に在住の方が、義務者であります、緑区おゆみ野5丁目に在住の方が所有する若葉区北谷津町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、クリ、コマツナ、トマトなどを予定しております。</p> <p>次に第4項です。</p> <p>お手元の資料5ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、義務者であります、中央区生実町に在住の方が所有する若葉区野呂町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、キュウリ、ナス、トマトなどを予定しております。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>次に第5項です。</p> <p>お手元の資料6ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区古泉町に在住の方が、義務者であります、同区和泉町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>次に第6項です。</p> <p>お手元の資料7ページから8ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区辺田町に在住の方が、義務者であります、同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p>
-------------------	---

事前審査第1班 (小林班長)	<p>す、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ミニトマト、キュウリ、ピーマンなどを予定しております。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>次に第7項です。</p> <p>お手元の資料9ページから14ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区大木戸町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ウメを予定しております。</p> <p>本件は、令和6年3月に農地法第3条許可を行いましたが、登記等手続き時に申請面積が間違っていたことが判明したため、従前の許可を取り消し、再度許可手続きを行うものです。なお、対象地では営農準備（樹木の伐採等）が昨年来進められております。</p> <p>次に第8項です。</p> <p>お手元の資料15ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります稻毛区弥生町に本店の所在する農地所有適格法人が、義務者であります、緑区板倉町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、カンショを予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいいたします。</p>
橋本委員	<p>第7項について、この方はご年齢が80代ということで非常に高齢でございます。奥様も80代ということで本人は200日程度農業に従事</p>

橋本委員	されるということだが、条件は大丈夫でしょうか。
事務局	ご本人高齢ですが、体調面は問題ないように感じております。また、ご長男の方が後継者としていらっしゃると聞いています。
橋本委員	<p>次に8項の方について、営農型太陽光発電を頻繁にやっている地域です。何回か視察に行く中で、下部で作っている作物が変化しています。</p> <p>その中で板倉町の中で、サツマイモを作るということなのですが、農業の適格性はあると思いますが、県の農業事務所や農政センター等より技術指導を受けた方が良いのではないか、またサツマイモは九州では「モトグサレビュウ」が発生していて、そのような中でチャレンジして良いのかどうかを聞いた範囲でどのような意見を持っているかお聞きしたいです。</p>
事務局	権利者は最近営農型太陽光の下で、サツマイモをやるような申請も直近であがってきていて、他市町村でも同様の事例を聞いています。また、栽培状況もますますうまくいっているということは確認しております。またこの法人は本市で所有権移転の事例がなかったのですが、昨年より他の市町村で売買で農地を取得したようで、昨年度より適格法人の報告書も提出されています。報告書の中身を確認したところ、要件は満たしていることを確認しました。
橋本委員	必要に応じて農政センター等の支援策を提案してあげてほしいと思います。
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	―― 挙手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第8項について許可と決定いたします。

議長 (長谷部会長)	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたしますが、第2項及び第3項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、第2項及び第3項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>
議場	———— 小川委員退室 ——
議長 (長谷部会長)	<p>それでは初めに、第2項及び第3項について、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (小林班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>第2項です。</p> <p>本案件は、第3項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。こちらは現地調査を実施いたしました。</p> <p>お手元の資料21ページから24ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を飲食店舗用地とするため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、武石インターチェンジから南に約300メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透貯留槽にて処理後側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p>

事前審査第1班 (小林班長)	説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願ひします。</p>
	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号第2項及び第3項について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p style="text-align: center;">———— 挙手 ———</p> <p>賛成全員でございますので、議案第2号第2項及び第3項は、許可と決定いたします。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p> <p style="text-align: center;">———— 小川委員入室 ———</p>
事前審査第1班 (小林班長)	<p>それでは次に、第1項及び第4項から第9項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案第2号第1項及び第4項から第7項につきましては、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料16ページから20ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を駐車場用地とするため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターインターインターチェンジから北東に約2.2キロメートル</p>

事前審査第1班 (小林班長)	<p>に位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から 500 メートル以内の農地で、10 ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の 6 ページをご覧ください。</p> <p>次に第4項です。</p> <p>本案件は、第5項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料 25 ページから 28 ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を特定建築条件付売買予定地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南に約 700 メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から 500 メートル以内に医院と幼稚園があることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロック・フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書の 7 ページをご覧ください</p> <p>次に第6項です。</p> <p>お手元の資料 29 ページから 33 ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を駐車場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、JR 誉田駅から東に約 1.7 キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は 10 ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。第1種農地は原則転用が不可とされていますが、申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする事業の用に供す</p>
-------------------	---

事前審査第1班 (小林班長)	<p>ものと判断されることから、農地法施行令11条1項2号ハに準用する施行規則35条第5号に規定する既存施設の拡張事業のため、第1種農地の例外として認められるものです。</p> <p>被害防除対策については、ブロック・フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください</p> <p>次に第7項です。</p> <p>お手元の資料34ページから37ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を駐車場、資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、JR 誉田駅から東に約2.1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。第1種農地は原則転用が不可とされていますが、申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする事業の用に供するものと判断されることから、農地法施行令11条1項2号ハに準用する施行規則35条第5号に規定する既存施設の拡張事業のため、第1種農地の例外として認められるものです。</p> <p>被害防除対策については、土堰堤を設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第8項です。</p> <p>お手元の資料38ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地をごみ収集車両置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、京成実糀駅から南東に約1.4キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください</p> <p>次に第9項です。</p>
-------------------	---

事前審査第1班 (小林班長)	<p>お手元の資料3 9ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を専用住宅用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、JR 鎌取駅から北に約800メートルに位置する農地です。農地区分は駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理後、雨水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、雨水管へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
橋本委員	<p>第6項について、第1種農地は原則不許可ですが、許可の要件としては主要道路の沿道の流通施設については対象になるという記憶ですが、説明の中では違うように思えたので教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>元々は、そのように例外に建てられた流通施設として、今回は既存施設の1/2以内の拡張でしたら第1種農地でも例外として認められる規則による許可申請となります。</p>
橋本委員	<p>7項について、これも第1種農地で、原則不許可だと思いますが、要件的にはどのような許可でしょうか。</p>
事務局	<p>これも6項と同じで、既存の施設の1/2以内であり、拡張という形での許可申請となります。</p>

橋本委員	元々の施設はどのように許可を得ていましたか。
事務局	昭和42年頃に敷地のうち一筆の許可を受けたのは確認できましたが、記録上どのような条件で許可されたかは確認できておりません。
清宮委員	第1項ですが、権利者の会社の事業内容を教えて頂けますか。
事務局	中古自動車の販売輸出等を行っているとのことです。
清宮委員	ここには中古車で輸出するための商品が置いてあるという認識でよろしいですか。
事務局	日本の中古関係の大型自動車が人気で中東向けの輸出ということで、伺っております。
清宮委員	ここで作業をすることがなく、オークション等で落とした自動車を直接輸出するという認識でよろしいでしょうか。
事務局	仰るとおり解体等の作業はせず、オークションで落とした自動車を輸出するために置いておくということです。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号第1項及び第4項から第9項について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	―― 挙手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号第1項及び第4項から第9項は、許可と決定いたします。
	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班 (小林班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料40ページをご参照ください。</p> <p>本件は、平成30年7月2日付千葉市指令農委第5号の25において、農地法第5条の許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出されたものです。</p> <p>変更の理由は、当初許可後に北側隣接地所有者より日照権の主張等があり、隣接地所有者との協議が進まないうちに、建設費用の高騰があった。また、働き方改革法などの影響で増車の必要性が高まったことから、建築物は建設せずに、駐車場用地としたい、というものです。</p> <p>変更内容は、事業目的が、倉庫・駐車場用地から駐車場用地へ、排水が、雨水のみで自然浸透に所要金額が1億7,484万円から2,016万3千円に変更となります。</p> <p>事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、議案第3号は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願ひします。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号については承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>―― 挙手 ――</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたしますが、第10項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項に</p>

議長 (長谷部会長)	について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。 それでは、第10項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
議場	―― 大塚委員退室 ――
議長 (長谷部会長)	それでは初めに、第10項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。 意見聴取後、県から権限移譲を受けた市が農用地利用集積等促進計画を認可し、貸借が成立します。 第10項は、緑区東山科町在住の農家の方が、同区平川町在住の方が所有する同区同町の畠3筆、合計面積16,792m ² に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ニンジン、サツマイモです。 事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。 質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。

議場	―― 挙 手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第10項については、「意見なし」と決定いたします。
	それでは、関係委員にご入室いただきます。
議場	―― 大塚委員入室 ――
議長 (長谷部会長)	続いて、第17項の審議に移ります、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
議場	―― 石井委員退室 ――
議長 (長谷部会長)	それでは第17項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	議案書の19ページをご覧ください。 第17項は、緑区平川町在住の農家の方が、中央区白旗2丁目住の方が所有する緑区平川町の田2筆、合計面積1,966m ² に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。 事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。
	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。

議場	―― 挙 手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第17項については、「意見なし」と決定いたします。
	それでは、関係委員にご入室いただきます。
議場	―― 石井委員入室 ――
議長 (長谷部会長)	続いて、第18項の審議に移ります、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
議場	―― 市原委員退室 ――
議長 (長谷部会長)	それでは第18項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	議案書の19ページをご覧ください。 第18項は、緑区高田町在住の農家の方が、同区高津戸町在住の方が所有する同区高田町の畠1筆、面積5, 434 m ² に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、サツマイモ、花卉です。 事前審査第1班といったとしても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。
	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、

議長 (長谷部会長)	挙手願います。
議場	―― 挙 手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第18項については、「意見なし」と決定いたします。
議場	それでは、関係委員にご入室いただきます。
議長 (長谷部会長)	―― 市原委員入室 ――
事前審査第1班 (小林班長)	それでは次に、第1項から第9項、第11項から第16項及び第19項から第33項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。 第1項は、富里市所在の農地所有適格法人が、中央区宮崎町在住の方が所有する若葉区中田町の畠2筆、合計面積4, 618 m ² に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、コマツナです。 第2項は、緑区高田町在住の農家の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の畠2筆、合計面積2, 748 m ² に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ニンジン、サツマイモです。 次に12ページをご覧ください。 第3項から13ページの第5項は、権利者が同一のため一括して説明します。 花見川区武石町在住の農家の方が、同区同町在住の方、他2名が所有する同区同町及び同区幕張町の畠4筆、合計面積8, 719 m ² に賃借権又は使用賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ブロッコリー、キャベツです。従前からの貸付地ですが、借受者が変わることで新規となります。 第6項は、八千代市在住の農家の方が、花見川区横戸町在住の方が所有する同町の畠1筆、面積786 m ² に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、トマトです。

事前審査第1班 (小林班長)	<p>次に14ページをご覧ください。</p> <p>第7項は、若葉区千城台東在住の農家の方が、同区上泉町在住の方が所有する同区同町の畠3筆、合計面積4, 252 m²に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、花卉です。</p> <p>第8項から15ページの第9項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区越智町在住の農家の方が、同区同町在住の方、他1名が所有する同区同町及び同区平川町の畠4筆、合計面積3, 863 m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ニンジン、サツマイモ、ネギです。第8項は、従前からの貸付地ですが、借受者が変わったため新規となります。</p> <p>次に16ページをご覧ください。</p> <p>第11項は、若葉区桜木在住の農家の方が、同区若松町在住の方が所有する同区同町の畠1筆、面積8, 317 m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、イチゴ、ブルーベリーです。</p> <p>第12項は、若葉区川井町所在の農地所有適格法人が、同区五十土町在住の方が所有する同区川井町の田1筆、面積1, 219 m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年4か月、権利者の作付品目は、水稻です。</p> <p>次に17ページをご覧ください。</p> <p>第13項は、緑区下大和田町所在の農地所有適格法人が、同区平川町在住の方が所有する同区同町の畠1筆の一部、面積2, 000 m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、トマト、ブロッコリー、エダマメです。</p> <p>第14項から18ページの第16項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>茨城県かすみがうら市在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方、他2名が所有する同区同町の畠7筆、合計面積16, 951 m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ジャガイモ、ニンジン、タマネギです。</p> <p>次に20ページをご覧ください。</p> <p>第19項から21ページの第22項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区大椎町在住の農家の方が、同区板倉町在住の方、他3名が所有する同</p>
-------------------	--

事前審査第1班 (小林班長)	<p>町の畠8筆、合計面積11, 125m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ニンジン、ホウレンソウです。次に22ページをご覧ください。</p> <p>第23項は、緑区大木戸町在住の農家の方が、同区大椎町在住の方が所有する同区同町の田7筆、合計面積10, 651m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。</p> <p>第24項から23ページの第25項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>市原市在住の農家の方が、若葉区北谷津町在住の方、他1名が所有する同区同町の畠2筆、合計面積5, 470m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ヘーゼルナッツです。従前からの貸付地ですが、借受者が変わるため新規となります。</p> <p>第26項から26ページの第32項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区あすみが丘所在の農地所有適格法人が、同区小山町在住の方、他6名が所有する同区同町、板倉町、下大和田町、大椎町の田15筆、合計面積20, 414m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は、第32項以外は10年、第32項は1年4か月、権利者の作付品目は、水稻です。</p> <p>第32項は、すでに機構が借り受けている農地について、機構と受け手の貸借が中途解約されたことに伴い、貸借の残存期間について再貸付を行うものであることから、義務者を千葉県園芸協会としております。</p> <p>次に27ページをご覧ください。</p> <p>第33項は、緑区あすみが丘東在住の農家の方が、千葉県園芸協会が中間管理権を取得している若葉区高根町の畠4筆、合計面積1, 303m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は2年3か月、権利者の作付品目は、サツマイモ、ニンジンです。すでに機構が借り受けている農地について、機構と受け手の貸借が中途解約されたことに伴い、再貸付を行うものであることから、義務者を千葉県園芸協会としております。</p> <p>事前審査第1班といったとしても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
-------------------	---

議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
橋本委員	<p>14項から16項について、茨城県のかすみがうら市からどのような理由で野呂町にいらっしゃるのでしょうか。また、年齢的にも非常に若い方なので、どういった耕作をされるのか教えてください。</p>
事務局	<p>お住まいになっているところは埼玉県の吉川市で、年間150日以上従事されている方がお二人で、もうお一人の方が、かすみがうら市の方でも農業をされています。そちらにも確認しましたが、農業をやられてから1年以上経っていますが、特に問題ないということを聞いています。かすみがうら市の農業については、その方がやられるということです。</p> <p>また、こちらには埼玉県の吉川市から車で通われるということで、道が空いていれば1時間程度で到着できるということです。営農自体は問題ないという判断で、地主の方がお知り合いなので、重機等はそちらを活用できるということです。</p>
橋本委員	<p>義務者は私の知り合いで、大きな畑をやってますし、わからなければ若い方にも教えてくれるかもしれません。</p> <p>また、農地中間管理機構で農地の賃借をやってくれるようになり、農地を借りたいということであれば、その方が出向いてやってくれるので前よりも非常に借りやすくなつたのではないかと思います。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	―― 挙 手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第1項から第9項、第11項から第16項及び第19項から第33項についても「意見なし」と決定いたします。

議長 (長谷部会長)	<p>次に、議案5号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案書28ページをご覧ください。</p> <p>「議案第5号 最適化活動の目標の設定等について」ですが、農業委員会における令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画を定めようとするものです。なお、令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、5月の総会でお諮りさせていただく予定です。</p> <p>議案第5号「令和7年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。</p> <p>ローマ数字1の「農業委員会の状況」の、1の「農業委員会の現在の体制」及び2の「農家・農地等の概要」については、令和7年4月1日現在の情報を記載しております。</p> <p>次に、29ページをお願いします。ローマ数字2の「最適化活動の目標」です。</p> <p>1の「最適化活動の成果目標」ですが、「(1) 農地の集積」の①「現状及び課題」で、管内の農地面積は3, 540ha、これまでの集積面積は660ha、集積率は18. 6%となっています。</p> <p>また、「課題」は、農地の分散、点在化が集約化を阻害していることです。</p> <p>②「目標」では、農地の集積の目標年度を令和14年度とし、集積率を60%としました。今年度の新規集積面積を183ha、今年度末の集積面積を843haとし、農地面積が3, 540haであることから、今年度末の集積率は23. 8%としました。</p> <p>「(2) 遊休農地の解消」の①「現状及び課題」で、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況ですが、1号遊休農地面積は10. 8ha、うち緑区分の遊休農地面積は10. 8haとなっています。うち黄区分の遊休農地面積はありませんでした。</p> <p>②「目標」では、令和3年度の利用状況調査に基づき、「ア既存遊休農地の解消」、「a 緑区分の遊休農地の解消」は、目標面積を9haとしました。「b 黄区分の遊休農地の解消」は、設定致しません。「イ新規発</p>

事務局	<p>「生遊休農地の解消」は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を9.4haとしました。</p> <p>次に、30ページをお願いします。「（3）新規参入の促進」です。</p> <p>「①現状及び課題」のうち上段の現状については、記載のとおりです。その下の課題は「新規参入者が効率的な農業経営をするために必要な一定規模以上の集団化した農地の確保が困難」としています。②「目標」のうち上段の「権利移動面積」については、記載のとおりです。その下の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」は、9.9haです。</p> <p>次に、「2最適化活動の活動目標」についてです。</p> <p>「（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、1人当たりの活動日数を1月当たり6日とし、最適化活動を行う農業委員の人数を14人、農地利用最適化推進委員の人数を23人とします。</p> <p>「（2）活動強化月間の設定目標」ですが、活動強化月間を3回設定します。8月に取組項目②遊休農地の解消で、強化月間の内容が利用状況調査以外の農地パトロール強化月間、11月と2月に取組項目③新規参入の促進で、強化月間の内容が農地の掘り起こし（新規就農者・新規参入法人向け）強化月間として活動します。</p> <p>「（3）新規参入相談会への参加目標」ですが、新規参入相談会への参加回数を1回とし、11月に開催予定の千葉県農林水産就業相談会に1人参加することとします。なお、この相談会には例年農業経営支援課の扱い手育成班の職員が参加しています。相談会の内容については、記載のとおりです。</p> <p>以上、活動計画は、この総会で決定いただいたのち、千葉県を通じ、関東農政局に報告し、市のホームページで公表することとなっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>

橋本委員	<p>令和7年度の農業委員会の体制ということで、農業委員数が17名と書かれていますが、新しく配布されたものを見ますと、農業委員が17名、認定農業者が10名、女性が3名、40代以下が4名、中立委員が2名ということで、足すと数字が合わないです。また、私は認定農業者でも中立委員でもないです。私と長谷部会長はどこに属するのでしょうか。</p>
事務局	<p>農業委員さんは17名です。その下の項目については、当てはまる委員をカウントしておりますので、ご質問の趣旨にそぐいますと、下の内訳には該当しません。</p>
橋本委員	<p>農業委員を公募する上で、中立委員という表現がよくわからないのですが、こちらは国の基準で決まっているのか教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>農業委員会法で、委員の中に「農業者以外で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上入れる」と規定されていますので、各市町村の中で必ず各1名以上の中立委員設けなければならないとなっております。</p>
橋本委員	<p>私も他市の議事録で中立委員をみたところ、そういう方は執行部側の方のフォローを述べているように感じましたので、他の方も他市の議事録をご覧いただくと良いと思います。</p>
小林委員	<p>3点ほど教えてください。まず、報告を関東農政局にあげる上で、書式はこれで決まっているのでしょうか。その理由として現状及び課題と目標がありますが、その間のどのような対策をとるかをどのように知つたら良いかを教えてください。最後に、目標値はどのような経緯でこの数値が出てきたかを教えてください。</p>
事務局	<p>関東農政局に提出する書類の方は、この様式で決まっておりで、その通り作成させて頂きます。目標値については、現状の課題を踏まえまして、達成したい数値を昨年度と同様に設定させて頂いております。</p>

議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 議案第5号については、原案どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	―― 挙 手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号は、原案どおり決定といたします。
	以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。
	事務局より説明願います。
事務局	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の31ページをご覧ください。報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、1件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の32ページをご覧ください。報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、33ページまでに11件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の34ページをご覧ください。報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の41ページまでに38件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p>

事務局	<p>議案書の42ページをご覧ください。報告第4号 「農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を受けようとするもので、44ページまでに1件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の43ページをご覧ください。報告第5号 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、44ページまでに27件ございました。 申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があつたもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。 報告案件につきましては、以上でございます。</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第1回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>閉　　会　(午前10時25分)</p>
-----	--

